

農業委員会は耕作放棄地対策に 取り組んでいます

耕作放棄地とは、過去1年以上、作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作するはつきりした意志のない土地をいいます。

農業委員会では、毎年1回、管内農地について農業委員による農地パトロールを行い、農地の利用状況や耕作放棄地の把握を行っています。

パトロールによる耕作放棄地は、569haで、南島原市の耕作面積5,352haに対し、10.6%を占めており、

状態によって緑、黄、赤に区分されています。

耕作放棄地を町別にみると左記のとおりです。

農業委員会では、耕作放棄地対策の取り組みとして、担い手への農地の貸し借りのあっせんを行っています。

詳細はお問い合わせください。

■ 緑：人力・農機具で草刈、耕起、抜根、整地を行うことにより直ちに耕作が可能な土地。
■ 黄：基盤整備等で耕作が可能な土地。
■ 赤：森林、原野化した土地で農地に復元が不可能な土地。

(単位:ha)

| 町名 | 緑 | 黄 | 赤 | 合計 |
|------|------|------|-------|-------|
| 深江町 | 1.8 | 4.0 | 1.5 | 7.3 |
| 布津町 | 1.9 | 1.4 | 2.1 | 5.4 |
| 有家町 | 4.7 | 6.1 | 56.4 | 67.2 |
| 西有家町 | 13.3 | 27.5 | 43.0 | 83.8 |
| 北有馬町 | 10.7 | 14.3 | 124.4 | 149.4 |
| 南有馬町 | 4.0 | 19.7 | 89.2 | 112.9 |
| 口之津町 | 4.0 | 16.4 | 72.8 | 93.2 |
| 加津佐町 | 1.3 | 8.0 | 39.9 | 49.2 |
| 合計 | 41.7 | 97.4 | 429.3 | 568.4 |

提出はお早めに！ 「手当の現況届」、「所得状況届」

☑子ども未来課(児童扶養手当、特別児童扶養手当) ☎050(3381)5050
または福祉課(特別障害者手当、障害児福祉手当) ☎050(3381)5051

8月は、児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の「現況届」、特別児童扶養手当の「所得状況届」の提出月です。

これは、各手当を引き続き受給できるかを確認するためのものです。届けがない場合は、支給停止となりますので注意してください。

※現況届の提出についての詳細は、該当者に個別に通知します。

● 児童扶養手当

離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している人に手当を支給する制度です。

● 特別児童扶養手当

精神または身体に障害がある20歳未満の子どもの養育者に手当を支給する制度です。

● 特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障害状態にあり、常時特別の介護を必要とする人に支給する制度です。

● 障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害状態にあり、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給する制度です。

※支給額、支給の制限事項など、詳細はお問い合わせください。

農薬は正しく 使いましょう

6月1日から8月31日までの3カ月間は、農薬危害防止運動月間です。農薬は次の点に注意して正しく使いましょう。

- ① 農薬を使う前にラベルをよく読んで使用上の注意を守る
 - ② 散布の際は、防除衣などをきちんかつける
 - ③ 周辺への飛散に気をつけ、周囲の作物、人家、家畜や養蜂、河川などへの影響に注意する
 - ④ 散布後は十分に器具を洗浄する
 - ⑤ 保管場所には必ず鍵をかける
- ※なお、農薬の取り扱いや防除方法についての詳細は、県病害虫防除所、島原振興局農林水産部、JAなどにご相談ください。



家庭ごみなどの収集(ごみステーション)にかかる 住民説明会を開催します

☑環境課 ☎050(3381)5041

☑午前9時～11時 *各会場共通

市では、ステーション方式によるごみの収集をすすめています。今後のステーション収集体制の強化や不燃物の収集のあり方について説明会を行い、皆さんの意見をいただきたいと思います。

市民の皆さんの多くの参加をお願いします。



| 期 日 | 開 催 場 所 |
|----------|------------------|
| 8月22日(月) | 加津佐青年・婦人会館 |
| 8月23日(火) | 口之津公民館 |
| 8月24日(水) | 原城オアシスセンター |
| 8月25日(木) | 北有馬ピロティ文化センター日野江 |
| 8月26日(金) | 西有家総合学習センター |
| 8月29日(月) | ありえコレジヨホール |
| 8月30日(火) | 布津町「世紀の泉」 |
| 8月31日(水) | 深江公民館 |

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

障害のある人に対する不当な扱い、高齢者への虐待など、一人で悩まずご相談ください。



全国共通人権相談ダイヤル **0570(003)110**

9月5日(月)～9月11日(日) 午前8時30分～午後7時

(ただし土・日曜日は午前10時から午後5時まで)

☑人権・男女共同参画室 ☎050(3381)5035 または 長崎地方法務局 長崎県人権擁護委員連合会 ☎095(820)5982

食中毒に 注意しましょう！

今年4月に富山県などの飲食店で、生肉料理を食べたことにより腸管出血性大腸菌による食中毒が発生しました。肉は、しっかり火を通してから食べましょう。

☑子ども未来課 ☎050(3381)5050

食中毒予防の三原則 食中毒は「菌がつく」「菌が増える」「殺菌不足」から発生します。家族みんなで衛生管理に心がけましょう。

つけない

食品、手、調理器具はしっかりきれいに洗う！



増やさない

常温で放置せず、冷蔵庫で保存！



殺菌する

食品内部までしっかり加熱。調理器具はこまめに洗い、定期的に消毒！



市政懇談会開催

☑8月8日(月) 午後7時30分～9時30分
☑深江公民館 ※日程が変更になっています。



かなしい時に、なぐさめてくれるどうぐを作りたい。
テーマ「こんな発想がしたい」 南島原市立 深江 小学校 3年 吉田愛葉